

別表9 その他料金表

←変更箇所です。

●構造計算を要する際の加算額

- ・小規模建築物(500㎡以内の建築物)は200㎡以内—30,000円、200㎡超～500㎡以内—40,000円
- ・500㎡超の建築物で棟数が2以上の構造強度に係る構造審査手数料は次式により算定した額を加算します。

$$\text{確認基本手数料} \times 20\% \times (\text{構造計算を要する構造上の棟数} - 1)$$

●天空率を使用した際の加算額について

確認申請手数料の10%とします。

●計画変更確認申請

- ・500㎡以下で構造強度に係る変更がある場合は構造審査手数料の70%を加算します。
- ・500㎡超の建築物で棟数が2以上の構造強度に係る構造審査手数料は次式により算定した額を加算します。

$$\text{確認基本手数料} \times 20\% \times (\text{構造計算を要する構造上の棟数} - 1)$$

●軽微変更説明書、各種変更届(建築主等変更届、工事監理者(変更)届、工事施工者(変更)届、地名・地番等変更届、記載事項変更届)

申請手数料は、2,000円(税抜)とします。

●完了検査時の追加説明書

追加説明に係る部分の床面積の1/2(床面積が増加する場合は当該増加する部分の床面積)に該当する完了検査手数料

●省エネ法に係る適合義務のある建築物の加算額

直前の省エネ適合性判定を当社から受けている完了検査

「完了検査手数料」×20% ※検査対象床面積＝適判対象床面積

直前の省エネ適合性判定を当社から受けていない完了検査

「完了検査手数料」×40% ※検査対象床面積＝適判対象床面積

直前の確認済証又は中間検査合格証の交付を当社から受けていない場合は確認申請手数料を加算

●出張費

- 1). 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県は、出張費は無し。
- 2). 茨城県、山梨県、長野県は以下の通りとする
 - ・東京駅を起点として、水戸駅及び甲府駅、軽井沢駅より近い場合は一律9,000円、水戸駅及び甲府駅、軽井沢駅を超える場合は一律14,000円とする。
- 3). 栃木県、群馬県は以下の通りとする。
 - ・東京駅を起点として、宇都宮駅及び高崎駅より近い場合は一律10,000円、宇都宮駅及び高崎駅を超える場合は一律15,000円とする。